

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

指導監査室

子ども未来課

子ども家庭課

障害福祉課

医薬安全課

○ 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）

【訓令】

○ 岡山県庁文書規程の一部改正
（県例規集登載）

総務学事課

【告示】

○ 港湾施設の指定の一部改正
岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基等の一部改正
（以上県例規集登載）

港湾課
建築指導課

○ 令和四年度自衛官第二次募集（自衛官候補生）

危機管理課

○ 令和四年度県統計調査の実施

統計分析課

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

指導監査室

目次

担当課（室）

○ " "

○ " "

○ " "

○ 指定通所支援の事業の廃止の届出

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

○ 指定介護老人福祉施設の指定の辞退

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

○ " "

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

○ " "

○ 家畜検査の実施

○ 豚熱予防注射の実施

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 廃物と認定することが困難な放置自動車の処分

○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可

○ " "

○ " "

○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定

○ " "

○ 土地改良区の定款変更の認可

○ " "

○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧

○ 県営土地改良事業の工事完了

【公告】

耕地課

" "

" "

" "

畜産課

" "

道路整備課

" "

港湾課

" "

都市計画課

" "

会計課

<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本測量の実施 ○ " ○ " ○ 基本測量の終了 ○ 公共測量の終了 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ " ○ " ○ 岡山県議会文書保存分類表の一部改正 【議会事務局】 (県例規集登載) ○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 【人事委員会】 (県例規集登載) ○ 政治団体の名称等の公表 【選挙管理委員会】 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の名称等の公表 ○ 資金管理団体の届出事項の異動 ○ 資金管理団体の指定取消し ○ 政治団体の収支報告書(平成二十一年分)の要旨の訂正 	目次
<ul style="list-style-type: none"> " " " " " " 選挙管理委員会 人事委員会 議会事務局総務課 " " 建築指導課 " " " " 監理課 	担当課(室)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県監査事務局文書編さん保存類目の一部改正 【監査委員】 (県例規集登載) ○ 令和三年度の監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表 【監査公表】 (県例規集登載) ○ 財政的援助団体等に係る令和三年度の監査の結果の公表 ○ 令和二年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表 ○ 包括外部監査の結果に関する報告の公表 【公安委員会】 ○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (県例規集登載) 	目次
<ul style="list-style-type: none"> " " " " " 監査事務局 交通規制課 	担当課(室)

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

◎岡山県監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和四年三月二十五日

岡山県監査委員	柳
岡山県監査委員	市
岡山県監査委員	浅
岡山県監査委員	飛
	山
	間
	美
	義
	保
	正
	仁
	哲

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

1 知事部局関係

監査実施機関	監査実施年月日
--------	---------

(県民生活部関係)

県民生活部	令和3年11月8日
-------	-----------

監査結果（指摘事項）

①雑入（自立促進資金貸付金償還金）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

雑入（自立促進資金貸付金償還金）収入未済状況

令和元年度末	15,093,217円
令和2年度末	14,203,547円
比較増減	△889,670円

措置の内容

①文書、電話による督促や、訪問による面談を行い、債務者の収入、資産の状況等に応じた対応を行うとともに、職員だけでは対応困難な事案については、弁護士への業務委託も活用し、債権の回収に取り組み、令和3年12月末現在で36名から509,200円（うち完済2名84,200円）を回収した。

また、免除（貸付金の返還免除に関する条例第2条）に該当した1件262,000円は、返還免除の処理を行った。

今後も各債務者の状況を踏まえ、きめ細かな対応を心がけながら、収入未済額のさらなる縮減に努める。

(保健福祉部関係)

保健福祉部	令和3年11月5日
-------	-----------

監査結果（指摘事項）

①収入未済額について、雑入（看護学生奨学資金貸付金返還金）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については総額は減少しているものの、雑入（児童扶養手当返納金）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

ア雑入（看護学生奨学資金貸付金返還金）収入未済状況

令和元年度末	3,599,400円
令和2年度末	1,403,000円
比較増減	△2,196,400円

イ雑入（児童扶養手当返納金）収入未済状況

令和元年度末	1,471,220円
令和2年度末	1,935,740円
比較増減	464,520円

ウ母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和元年度末	6,659,115円
令和2年度末	6,371,550円
比較増減	△287,565円

措置の内容

- ①ア債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促のほか、債務者の状況に応じて、履行延期等を行っているところであり、債務額の一部（令和3年12月末現在26,000円）について償還があった。今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理を行う。
- ①イ債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促を行っている。また、債務者の状況に応じて、債務額の一部（令和3年12月末現在6,000円）について履行延期を行った。今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理を行う。
- ①ウ債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促を行っているところであり、債務額の一部（令和3年12月末現在2,961円）について償還があった。今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理を行う。

福祉相談センター

令和3年8月20日

監査結果（指摘事項）

①収入未済額について、児童保護弁償金に係る延滞金については総額は減少しているものの、児童保護弁償金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

ア児童保護弁償金収入未済状況

令和元年度末	3,786,440円
令和2年度末	4,285,460円
比較増減	499,020円

イ児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

令和元年度末	1,476,000円
令和2年度末	1,310,600円
比較増減	△165,400円

措置の内容

①ア及びイ滞納者に対しては、事務担当者と担当の児童福祉司が連携し、文書、訪問、電話等による督促を行っている。児童保護弁償金徴収強化月間を年3回実施しているほか、通年で訪問徴収を行うなど、督促強化に取り組んでいる。また、新規滞納者の発生の未然防止を図るため、児童の施設入所に際して発生する費用とその負担についての説明用チラシを作成し、納入義務者に説明するなど、納期限内納付に向け取り組んでいる。

なお、延滞金は、児童保護弁償金の遅延納付に基づき発生するものであることから、児童保護弁償金の遅延納付が発生しないよう、児童保護弁償金の収入未済と同様に、事務担当者と担当児童福祉司との連携強化を図り、延滞金発生の未然防止に向けた納期限内納付の啓発に取り組んでいる。

令和3年12月末現在収入状況

- ・児童保護弁償金 8件 77,480円
- ・延滞金 3件 14,700円

津山児童相談所

令和3年8月18日

監査結果（指摘事項）

①児童保護弁償金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

令和元年度末	9,825,080円
令和2年度末	9,312,950円
比較増減	△512,130円

措置の内容

①滞納者（過年度分）に対しては、事務担当者と児童福祉司が連携し、文書、電話及び訪問による督促を行い、令和3年12月末現在で12件88,100円を回収した。

今後は児童保護弁償金徴収強化月間の実施等により、さらなる収納未済額の縮減に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握し、状況に応じて滞納処分の執行停止を行うなど、適正な収納管理に努める。

また、費用負担の必要性についての納入義務者への十分な説明、口座振替の利用促進、滞納の初期段階での積極的な督促などにより新たな収入未済の発生防止に取り組んでいる。

県立成徳学校

令和3年8月16日

監査結果（指摘事項）

①前年度の注意・指導事項のうち、調定額の算出基礎又は算出金額が適正でないものについて、本年度の監査においても、行政財産の使用許可（職員駐車場）に係る使用料の算出に当たり、徴収対象外である職員について、徴収し収入していたものが認められた。

措置の内容

①令和2年度の対象者については、今年度、償還金、利子及び割引料の予算措置を行ったうえ返還する。令和3年度の対象者については、歳入戻出を行って返還した。

今後、制度の理解を深め、徴収対象者の把握を徹底し複数の者で確認することとした。

（産業労働部関係）

産業労働部

令和3年11月5日

監査結果（指摘事項）

①中小企業支援資金貸付金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

中小企業支援資金貸付金収入未済状況	
令和元年度末	469,585,362円
令和2年度末	456,828,726円
比較増減	△12,756,636円
措置の内容	
<p>①新たな収入未済の発生については、貸付組合等に対して定期的に運営診断を実施し、経営状況を把握して指導を行うことにより防止している。</p> <p>現在、収入未済となっている貸付金については、貸付先及び連帯保証人等との交渉や督促により、早期回収に努めるとともに、債権回収会社のノウハウや交渉力を活用し、連携して連帯保証人等への督促を行っている。</p> <p>今年度はコロナ感染症の影響で多くの事業者の業績が悪化する中で12月末時点の回収額は8,789,344円となっている。</p> <p>なお、自己破産等の法的整理や連帯保証人の行方不明などにより、回収の目処が立たないものについては、債権放棄等の不納欠損処分を行うこととしている。</p>	
工業技術センター	令和3年8月3日
監査結果（指摘事項）	
<p>①消耗品に係る支出について、支出負担行為決議書兼支出命令書の入力内容に誤りがあり、正しく入力し直したが、誤りの伝票の取消処理が漏れていたため、二重払となったものが認められた。</p> <p>②前年度の注意・指導事項のうち、支出の積算基礎又は算出金額が適正でないものについて、本年度の監査においても、短時間勤務会計年度任用職員の報酬に係る支出について、旅費（通勤費用）は別途支給しているが、報酬に旅費を含めた額で支給したため、旅費が二重払になったものが認められた。</p>	
措置の内容	
<p>①軽微な修正は簡易更正を行うこととし、やむを得ず改めて歳出決議を行う場合は、取り消した元の審査確認済決議を添付し、複数の職員で確認するよう徹底している。</p> <p>②副担当者を含めた複数名で突合・照合する等チェック機能体制を整え、再発の防止に努めている。</p>	

（農林水産部関係）

農林水産総合センター	令和3年8月31日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①同一の修繕事業について、二重払をしたものが認められた。</p> <p>②生物科学研究所内で使用していた県有重要物品である「リアルタイムPCR解析システム」1台の亡失が認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①支払済の案件かどうか確認できるよう、発注担当者と経理担当者の双方で処理済の起案を保管し、支出を伴う起案の決裁時には、必ずお互い確認することを徹底し、現在では適正な事務処理に努めている。また、各研究所の発注担当者に財務システムの参照権限を付与し、各研究所で処理状況を確認できる体制とした。</p> <p>②職員から所在不明との連絡を受け、責任者をはじめ全職員に対し所在確認を行い所内を探索したが所在が判明しなかった。</p> <p>盗難の可能性も考えられたことから、管轄警察署である岡山北警察署に対し被害届を提出している。また、研究所の施設内3カ所に監視カメラを設置した。職員に対しては、所内会議で備品管理の徹底を注意喚起した。また、今後は使用責任者だけでなく、複数の職員で備品を確認するなど、引き続き備品管理の徹底を図ることとしている。</p>	

（土木部関係）

土木部	令和3年11月9日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①土木使用料（住宅使用料）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。</p> <p>土木使用料（住宅使用料）収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度末</td> <td style="text-align: center;">48,160,490円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度末</td> <td style="text-align: center;">46,101,831円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">比較増減</td> <td style="text-align: center;">△2,058,659円</td> </tr> </table>		令和元年度末	48,160,490円	令和2年度末	46,101,831円	比較増減	△2,058,659円
令和元年度末	48,160,490円						
令和2年度末	46,101,831円						
比較増減	△2,058,659円						
<p>措置の内容</p> <p>①指定管理者が配置している専任の収納員による電話での督促や、戸別訪問による徴収などに加え、県職員による督促、明渡請求訴訟等の提起を行っている。また、債権回収会社及び弁護士への委託により、令和3年12月末現在、7件</p>							

614,002円を回収しており、今後一層の収入確保に努める。

(県民局及び地域事務所)

備前県民局	令和3年10月18日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①収入未済額について、母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金については総額は減少しているものの、県税（滞納繰越分）、県税関係諸収入（延滞金、加算金）及び雑入（生活保護費返還金・徴収金外）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。</p>							
<p>ア県税（滞納繰越分）収入未済状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度末</td> <td style="text-align: right;">679,875,307円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度末</td> <td style="text-align: right;">696,612,021円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">16,736,714円</td> </tr> </table>		令和元年度末	679,875,307円	令和2年度末	696,612,021円	比較増減	16,736,714円
令和元年度末	679,875,307円						
令和2年度末	696,612,021円						
比較増減	16,736,714円						
<p>イ県税関係諸収入（延滞金、加算金）収入未済状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度末</td> <td style="text-align: right;">79,212,771円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度末</td> <td style="text-align: right;">81,746,690円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">2,533,919円</td> </tr> </table>		令和元年度末	79,212,771円	令和2年度末	81,746,690円	比較増減	2,533,919円
令和元年度末	79,212,771円						
令和2年度末	81,746,690円						
比較増減	2,533,919円						
<p>ウ雑入（生活保護費返還金・徴収金外）収入未済状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度末</td> <td style="text-align: right;">3,631,632円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度末</td> <td style="text-align: right;">3,729,273円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">97,641円</td> </tr> </table>		令和元年度末	3,631,632円	令和2年度末	3,729,273円	比較増減	97,641円
令和元年度末	3,631,632円						
令和2年度末	3,729,273円						
比較増減	97,641円						
<p>エ母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度末</td> <td style="text-align: right;">9,709,760円</td> </tr> </table>		令和元年度末	9,709,760円				
令和元年度末	9,709,760円						

令和2年度末	9,520,032円
比較増減	△189,728円

オ農業改良資金貸付金収入未済状況

令和元年度末	26,664,762円
令和2年度末	25,034,762円
比較増減	△1,630,000円

- ②前年度の注意・指導事項のうち、必要な契約書、請書のないもの又はその内容が適正でないものについて、本年度の監査においても、堤防監視業務の委託契約書について、契約解除の条件及び四半期ごとに支払うとされている委託料の額が記載されていないものが認められた。

措置の内容

- ①ア及びイ滞納案件については、幅広い財産調査を行い、財産を発見した場合は、迅速かつ効果的に差押えを行う等、案件の早期解決に取り組んでいる。また、捜索やタイヤロック等の強化月間を設け、大口・困難案件の財産発見に努め、自動車、動産等の公売等により、収入未済額の縮減に努めるとともに財産調査により担税力を喪失していると認められる者については、徴収の緩和措置を講じて滞納繰越額の縮減を行うこととしている。
- なお、市町が賦課徴収を行っている個人県民税については、管内市町との連携が不可欠であることから、市町からの徴収引継などにより、収入未済額の縮減に努めている。
- ①ウ保護費の返還金及び徴収金を滞納している者に対して、家庭訪問や文書・電話による償還指導を行った。その結果、令和2年度収入未済について、令和3年12月末現在で、4名から180,820円（うち完済1名、67,820円）を回収した。また、新たな返還金及び徴収金の発生を防ぐため、面接等により生活保護世帯の状況把握を行った。
- 保護費の返納金については、令和3年7月に家庭訪問し償還指導を行うも回収はできなかったが、引き続き償還指導を継続する。
- なお、健康管理手当等過支給分については、民事裁判で勝訴判決を得た後、銀行預金を強制執行することにより令和3年7月9日全額回収した。今後過払いが発生しないように被爆者の住民基本台帳を定期的に確認することとしている。
- ①エ貸付金の元利金及び違約金を滞納している者に対して、家庭訪問や文書・電

話による償還指導を繰り返し行うとともに、生活状況を聴取して分割納入等の指導を行った。併せて、連帯保証人に滞納状況を通知するなど償還指導に努めた。その結果、令和3年12月末現在で、125件629,494円を回収した。

また、新たな滞納の発生を防ぐため、新規の貸付に当たっては、借主、連帯借主への面接を行うとともに、連帯保証人に対しても意思確認を行い、償還に対する意識醸成の徹底を図った。

①オ農業普及指導センターの指導により経営の安定化を図るとともに、償還計画を作成させ、計画的な償還を促している。また、償還が滞る恐れがある場合は、借受者や連帯保証人との面談、電話連絡等により償還が継続されるよう努めている。これらの取組により令和3年12月末現在で、1,313,359円が納付された。

②堤防監視業務契約書中に、契約解除の条件及び四半期ごとに支払う委託料の額を記載することとした。また、関係法令等を再確認するとともに、同様の誤りを行わないよう、今回の指摘内容を職員に周知した。

備中県民局

令和3年10月14日

監査結果（指摘事項）

①収入未済額について、雑入（生活保護費返還金・徴収金）については総額は減少しているものの、雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）については総額の増減はなく、母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金については増加している。いずれの項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

ア雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

令和元年度末	4,235,178円
令和2年度末	2,602,878円
比較増減	△1,632,300円

イ母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和元年度末	6,102,159円
令和2年度末	6,389,555円
比較増減	287,396円

ウ農業改良資金貸付金収入未済状況

令和元年度末	6,097,907円
令和2年度末	6,108,226円
比較増減	10,319円

エ雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）収入未済状況

令和元年度末	3,567,040円
令和2年度末	3,567,040円
比較増減	0円

措置の内容

①ア保護受給中の者については、毎月の保護費支給時に面接して計画的な徴収を行っている。保護廃止済の者については、世帯状況を確認し返還可能額について協議するなど、その徴収等に努めている。

引き続き、世帯状況も勘案しながら、文書や訪問による納付指導を行うとともに、誠意ある対応がみられない者に対する法的手段による徴収の実施も併せ、収入未済の削減に努める。

他方、新たな返還金・徴収金の発生を未然に防ぐため、保護受給世帯に対し収入申告義務について繰り返し説明することで正しい申告を行わせるとともに、課税調査の実施や資産申告書を毎年度徴収するなど世帯状況の確認を実施している。

令和3年12月末現在収入状況 4件 90,000円

①イ滞納者（借主及び連帯借主並びに連帯保証人）に対して、電話や文書に加え訪問面接により償還指導を行った。

特に滞納者の返済が遅延した場合には、継続して納付するよう連絡を入れるとともに必要に応じて訪問し、世帯状況の確認や償還方法見直しの相談に当たるなど、丁寧で償還につながる指導を行った。

また、連絡が取れない滞納者の居所確認の住民票等調査や、困難な事例に関する専門的知識や助言を得るための本庁担当課や嘱託弁護士への相談を行った。今後も引き続き収入未済の削減に努める。

他方、新たな滞納未収金の発生を防ぐため、償還が滞り始めた初期の段階において、滞納の固定化・多額化とならないよう市町担当者等関係者と連携を密にして情報収集するとともに、滞納者に対し電話や文書による償還指導を開始している。

<p>令和3年12月末現在収入状況 141件 1,057,462円</p> <p>①ウ農業改良資金貸付金の滞納事案については、すべて履行延期の特約承認を行っており、新たな償還計画に沿った償還が確実に行われている。</p> <p>今後も電話等により債務者の収入や資産状況を把握しながら、償還額の増額について引き続き指導を行い、一層の収入確保に努める。</p> <p>令和3年12月末現在収入状況 2件 360,000円</p> <p>①エ原因者負担金については、債務者が刑法犯による実刑判決を受け服役中のため、収入未済となっているが、刑期終了を待たず強制徴収に向けた手続を進めることとし、収監先の確認、財産調査等を行っている。</p>							
新見地域事務所	令和3年10月14日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①令和元年度の消耗品の支払について、正当債権者でない者に支出していたことが、令和2年度に正当債権者からの申し出により判明したものが認められた。</p>							
<p>措置の内容</p> <p>①令和2年9月に誤払いが発覚したため、ただちに正当債権者への支払を行った。また、正当債権者でない者に対しては、令和2年9月3日に調定を行い、返還を求め、令和2年9月18日に領収を確認した。今後は請求書や決議書等関係資料の内容を十分に確認し、適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>							
美作県民局	令和3年10月6日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①収入未済額について、雑入（スラッジ撤去処理処分費用）及び雑入（生活保護費返還金・徴収金外）については総額は減少しているものの、県税関係諸収入（延滞金、加算金）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。</p> <p>ア雑入（スラッジ撤去処理処分費用）収入未済状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和元年度末</td> <td style="text-align: right;">2,187,000円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度末</td> <td style="text-align: right;">2,172,000円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">△15,000円</td> </tr> </table> <p>イ県税関係諸収入（延滞金、加算金）収入未済状況</p>		令和元年度末	2,187,000円	令和2年度末	2,172,000円	比較増減	△15,000円
令和元年度末	2,187,000円						
令和2年度末	2,172,000円						
比較増減	△15,000円						

令和元年度末	3,892,992円
令和2年度末	5,190,038円
比較増減	1,297,046円

ウ雑入（生活保護費返還金・徴収金外）収入未済状況

令和元年度末	6,156,955円
令和2年度末	3,487,130円
比較増減	△2,669,825円

②落札決定後に応札者からの指摘により設計書に違算があることが判明し、落札決定を取り消したものが認められた。

措置の内容

- ①ア債務者は安定した収入がない中、面会や電話等で粘り強く督促した結果、毎年5,000円～20,000円程度が納入されている。
引き続き、粘り強く督促し、収入を確保するなど未済額の解消に努める。
- ①イ滞納者の財産調査を徹底し、預貯金や給与などの早期に現金化できる債権を中心に差押えを実施するとともに、税額が大きい不動産取得税の課税予告を事前に送付したり、催告書の封筒を赤色にする等、収入未済額の縮減に努めている。
県税の収入未済総額の約6割を占めている、市町村が賦課徴収する個人県民税については、岡山県滞納整理推進機構は終了するが、引き続き県民局で徴収強化のための市町村支援を実施することとしている。
また、給与から天引きする特別徴収を徹底する取組を推進し、個人県民税の収入率向上を図っている。
今後も、滞納処分さらなる迅速化と市町村との連携強化により税収の確保に努める。
- ①ウ生活保護費返還金・徴収金については、文書及び電話連絡による督促を実施、県内居住者については、訪問による督促を実施した結果、債務額の一部（12月末現在351,380円）について償還があった。今後とも督促を行い、収入確保に努めるとともに、収入申告義務について繰り返し説明するなど、収入未済の発生防止に努める。
- ②今回の発生原因等を職場会議で情報共有するとともに、次の再発防止対応を図ることとした。

- ・歩掛り改定があった際には、職場会議を開催し改定情報を共有する。
- ・使用頻度の少ない施工単価は積算システムを用いて試算し、条件設定を確認する。
- ・入札結果により、設計書の精査が必要な場合は、起工設計書の審査を行っていない職員による積算システムを用いたチェックを行う。
- ・落札決定取消の原因となった違算の内容・原因等を発注工事関係各課と情報共有する。

真庭地域事務所

令和3年10月6日

監査結果（指摘事項）

- ①PHS及び携帯電話の公衆電話基地局の機器の稼働に要する電気料金について、年額により金額を定めている場合は、年度当初に調定し4月末日までに収入すべきところ、調定事務を怠り、翌々年度に2年分を収入処理しているものが認められた。
- ②雑入（ガードレール修繕に係る費用弁償）の収入未済額が新たに発生しており、改善が必要である。

雑入（ガードレール修繕に係る費用弁償）収入未済状況

令和元年度末	0円
令和2年度末	1,832,000円
比較増減	1,832,000円

措置の内容

- ①岡山県財務規則等に基づき、適切な納期限の設定を行うよう関係職員に周知徹底した。
なお、調定していなかった令和3年度分については、指摘後、直ちに調定を行った。
- ②債務者は費用弁償額の一括納付が困難なため、令和2年5月から分納（毎月30,000円）を開始し、計画どおり納入（12月末現在210,000円）されている。
今後も確実に納入されるよう債務者の生活状況を把握するなど、収入の確保に努める。

勝英地域事務所

令和3年10月6日

監査結果（指摘事項）

- ①コピー用紙代について、債権者の確認を怠り、誤って別の業者へ支払をし、

<p>支払を受けた業者からの連絡により判明したものが認められた。</p> <p>②前年度の注意・指導事項のうち、支出関係で適正でないものについて、本年度の監査においても、特定鳥獣専門指導員の報酬について、支出予定額を超えて執行しているものが認められた。</p>
<p>措置の内容</p> <p>①定例的な支出について、過去の類似決議を再利用した場合においても支払のチェック（債権者、金額、支払先口座等）を確実にを行うよう再徹底した。</p> <p>②報酬の支出について、支出状況の随時確認を徹底し、経費支出伺の支出予定額を超過する可能性がある場合は確実に増額変更の伺を行う。また、支出を行う際には支出管理表を起案に添付し、複数の職員によるチェックを行うことで適正な事務処理に努めている。</p>

2 諸局・企業局関係

監査実施機関	監査実施年月日						
議会事務局	令和3年11月4日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①議会バス運行管理業務委託について、予定価格が県の規則で定める額を超えているにもかかわらず、随意契約をしているものが認められた。</p>							
<p>措置の内容</p> <p>①岡山県財務規則等の会計関係法規に基づく事務処理手順を関係職員間で再度確認し、これに基づく事務処理を行うよう徹底し、内部統制の会計事務着眼点チェックリストを活用するなど再発防止に努める。</p>							
企業局	令和3年7月15日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①営業未収金（給水料金）の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。</p> <p>営業未収金（給水料金）収入未済状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度末</td> <td style="text-align: right;">76,228,931円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度末</td> <td style="text-align: right;">78,841,720円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">比較増減</td> <td style="text-align: right;">2,612,789円</td> </tr> </table>		令和元年度末	76,228,931円	令和2年度末	78,841,720円	比較増減	2,612,789円
令和元年度末	76,228,931円						
令和2年度末	78,841,720円						
比較増減	2,612,789円						

措置の内容

①平成29年3月に、その時点での累積滞納額を担保するため、同社所有の土地及び建物への抵当権設定により一旦整理したところであるが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響等により支払が滞り、滞納額が増加したところである。企業の生産活動を支援するという工業用水道事業の目的と、他の受水企業との公平性の観点等に鑑み、同社の事業継続が可能な範囲で債権回収を強化する必要があると考え、弁護士を入れて納付交渉に臨んでおり、令和4年1月には債務承認により債権を保全したところである。

現在は、令和3年7月から再開した1ヶ月分の料金の支払に加え、少額ではあるものの過年度分も毎月支払われている状況であり、引き続き債権回収手続を強化し、滞納額の減少に努めてまいりたい。

令和3年12月末現在収入状況 4,100,032円

3 教育委員会関係

監査実施機関	監査実施年月日
教育庁	令和3年10月29日

監査結果（指摘事項）

①高等学校等奨学金貸付金の収入未済額について、総額は減少しているもののなお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

高等学校等奨学金貸付金収入未済状況

令和元年度末	55,986,591円
令和2年度末	26,698,952円
比較増減	△29,287,639円

措置の内容

①滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。

新たな収入未済の防止のため、経済的に困窮している場合には返還免除制度の周知等を行っている。

また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の強化を行っている。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

これらの取組により，令和3年12月末現在で，高等学校等奨学金分407件3,499,001円の納付があった。	
倉敷青陵高等学校	令和3年8月10日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①生徒の保護者へ給付する災害共済給付金について，給付対象の生徒と同姓同名の，別の生徒の保護者へ誤って給付し，正当な受給者からの連絡により判明したものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①事案発覚後，速やかに誤払いの相手方に誤払金の返納請求手続きを行い，誤払金戻入後，正当債権者に災害共済給付金の支払決定を通知し，支払を完了させた。今後は同様の事案が発生しないよう，支給決定伺作成時には，支給決定通知書の内容と，日本スポーツ振興センターから通知される医療費支払通知書に記載された被災生徒の学年，クラス，金額並びに被災生徒の保護者氏名を複数の職員で読み合わせ及び突合を行い，支出先に誤りがないか，被災生徒とその保護者の債権者コードの確認を徹底し，再発の防止及び適正な事務処理に努める。</p>	
高梁高等学校	令和3年8月26日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①グラウンド法面改修工事について，進行管理を怠り，適切な事務処理が行えず，不適正な契約を締結しているものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①工事の進行管理や契約事務等について，複数の職員による確認を徹底し，再発の防止及び適正な事務処理を行うよう努めてまいりたい。</p>	
新見高等学校	令和3年6月24日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①生産物売払収入について，納入義務者への納入通知書の送付漏れのため，納期限後に収入しているものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①調定決議書作成後，納入通知書の未発行と発行済に分類し，定位置に置くことで担当以外でも処理状況がわかるようにした。</p>	

4 公安委員会関係

監査実施機関	監査実施年月日
警察本部	令和3年11月8日
監査結果（指摘事項）	

①諸収入（放置違反金等）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

諸収入（放置違反金等）収入未済状況

令和元年度末	3,945,300円
令和2年度末	2,264,300円
比較増減	△1,681,000円

②留置者の医療費について、債権者の確認を怠り、請求書記載の医療機関と同一名称の別の医療機関に支出しているものが認められた。

措置の内容

①令和2年中は、新たな収入未済の発生を抑止するため、滞納者に対して早期の催促や預貯金の差押え等滞納処分を積極的に実施したほか、差押え物件を公売する仕組みを整え、滞納者に対して毅然とした態度を示すことで早期納付を促した。

また、放置違反金等徴収強化期間を年3回設け、休日等の自宅や平日等の勤務先への訪問など、複数職員が滞納者と直接面会する強い態度を示すことで早期納付を促し、より実効性の高い活動を実施した。

県外の滞納者に対しては、債権回収業者に所在確認を依頼するとともに、居住していると思われる地域を拠点とする金融機関や社会保険事務所等への照会を継続して実施し、滞納者の稼働先、口座等の把握に努めた。

今後はSNS情報の検索等、新たな確認方法も採用しながら、滞納者の所在確認や資産状況の把握などに努めるとともに、使用者責任追及の公平性を担保するため、資力があるにもかかわらず支払わない滞納者に対しては毅然とした態度で回収に臨み、収入未済の圧縮に努めていく。

令和3年12月末現在収入状況 73件 1,014,700円

②誤払いの相手方から医療費を戻入させ、正当債権者への支払を行った。

なお、主な発生原因は、統合財務会計システムに誤った債権者情報が登録されていたことによるもので、登録内容を修正した。

以後、請求書に振込口座の記載がなかった場合は、システムに既登録の相手方であっても、振込口座の確認をすることとしている。

児島警察署

令和3年9月2日

監査結果（指摘事項）

①物品の支払について、債権者でない業者に支払をしているものが認められた。

措置の内容

- ①支出先誤りによる誤払いが判明後、戻入命令書を作成の上、相手方へ納入通知書を送付し、返納させるとともに、正当債権者への支払を行った。
- 決議書の確認をする際に、縦に重ねていた次の決議書に添付されていた請求書を誤って確認し、審査確認を行ったものであり、複眼での確認方法に問題があったことから、以後は、統合財務会計システム入力担当者以外の者に確認をさせた上で、それを出納員が検証する方法に改め、同種事案の再発防止措置を講じた。